

構 造 設 備 確 認 票 (旅館業)			
採光上有効な窓の有無	有・無	客室における宿泊者が自由に開閉できる出入口	有・無
寝台の幅×長さ (有する場合のみ)	一人用寝台	二人用寝台	
浴室等の床面の材料の種類		浴室等の腰張りの材料の種類	
浴室等における機械換気設備又は換気上有効な窓			有・無
共同浴場で水道水以外の水を使用する場合のろ過器、消毒設備			有・無
共同浴場における貯湯槽内の湯の温度を60度以上に保つ加温装置			有・無
共同浴場の浴槽の容量	m <sup>3</sup>	共同浴場のろ過器処理能力	m <sup>3</sup> /時
寝具、寝衣等を衛生的に保管することができる設備			有・無
施設の周囲は、清掃及び排水が容易にできる構造			有・無
客室内における浴室等及び脱衣室の内部を外部から容易に見通すことができる構造設備			有・無
客室内における料金の支払等ができる自動精算機、小窓その他の構造設備			有・無
玄関及び駐車場の出入口における外部からの見通しを遮るものの設置			有・無
駐車場から玄関帳場を経由せず、直接個々の客室へ出入りできる構造 (玄関帳場を有する場合)			有・無
自動的施錠装置と連動した客室案内板等			有・無
性的好奇心をそそる物品			有・無
性的好奇心をそそる広告物 (もっぱら異性と同伴を連想させる表示等)			有・無
各立面積の大阪市旅館業法の施行等に関する規則に定める色を使用する部分の割合			
%	%	%	%
サーチライト及び建物全体を照らす照明設備			有・無
光源が点滅する照明設備			有・無
(備考)			

構 造 設 備 確 認 票 (旅館業)		
玄関帳場の有無		有 (1) を記入)・ 無 (2) を記入)
1 玄関帳場を有する場合	玄関帳場等の構造設備 (下宿営業除く)	
	玄関帳場の受付台は宿泊者等と施設の従業員が直接面談できる構造	有・無
	玄関帳場及びその周囲に宿泊者等の往来を容易に見通すことができなくなる構造	有・無
	旅館業の施設の出入口付近への表示 (事故等対応者の氏名、電話番号、旅館業の施設である旨)	有・無
	【無の場合】ア及びイの要件に ( 適合している ・ 適合していない ) ア 旅館業の施設の出入口が施錠されておらず、宿泊者等が自由に出入りできること イ 現に施設において従事する者が、事故が発生したときその他の緊急時に対応できること	
	営業者が講ずべき措置	
手引書の作成	有・無	
2 玄関帳場を有しない場合	宿泊者の確認を適切に行うための構造設備 (下宿営業除く)	
	管理事務室の設置場所及び 管理事務室と宿泊施設との距離	区 (距離: m)
	宿泊者の出入を確認するためのビデオカメラその他の機器	有・無
	宿泊施設及び客室の出入口及び窓の施錠	有・無
	客室及び管理事務室に宿泊者と連絡をとることができる電話機その他の機器	有・無
	宿泊施設及び管理事務室の出入口への表示 (事故等対応者の氏名、電話番号、旅館業の施設である旨)	有・無
	宿泊施設の出入口に管理事務室の所在地の表示及び管理事務室の出入口に宿泊施設の所在地の表示	有・無
	営業者が講ずべき措置	
	注意事項を記載した書類の備え付け	有・無
	手引書の作成	有・無
宿泊施設が存する建物の出入口の付近への表示	有・無	
営業者等が講ずべき措置 (下宿営業除く)		
旅館業の施設の出入口付近への表示 (苦情対応者の氏名、電話番号)	有・無	
【無の場合】 1 及び 2 の要件に ( 適合している ・ 適合していない ) 1 旅館業の施設の出入口が施錠されておらず、宿泊者等が自由に出入りできること 2 現に施設において従事する者が、近隣住民からの苦情に迅速に対応できること		
総客室の延べ面積が 33 平方メートル未満の施設において営業者等が講ずべき措置		
施設の近隣住民全ての対象者への周知の実施	済・未	
(備考)		